

<空の安全・安心を！ 整理解雇 4 要件を守れ！>

京都のつばさ 街頭宣伝用ニュース 第 18 号 2013. 2. 18

日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議・発行

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール 5F 京都総評気付 075-801-2308 (第 20 回定例宣伝)



**JAL 不当解雇撤回を！稲盛名誉会長は
ベテランを職場に戻して安全な空に！**



「私たちは一昨々年大晦日に日本航空に解雇されたパイロットと客室乗務員 142 名です。不当な解雇は撤回せよ！と裁判で闘っています。ご支援よろしく申し上げます。」

We are 142 crew members, pilots and flight attendants of Japan Airlines, who were dismissed on New Year's Eve 3 years ago. We brought this case to court in order to reverse this unfair dismissal.

(We were dismissed due to age discrimination and sick-leave record in the past.)

Your kind understanding and support would be greatly appreciated. Thank you.

우리들은 2010 년 12 월 31 일, 일본항공사에서 해고당한 파일럿과 객실승무원 142 명입니다. 부당한 해고에 대한 철회를 요청하는 재판을 걸고 투쟁하고 있습니다. 여러분께, 많은 지원을 부탁드립니다.



**JAL の B787 は最初の事故から 9 日たっ
てようやく止めた！** 高松空港緊急着陸本年 1 月 16 日
徹底究明なしで飛ばし続けるその感覚は稲盛イズムか？！
「儲けなくして安全なし」の稲盛哲学で危険いっぱい空に！

本日は“労働争議支援 2013 年春京都総行動”。京都の労働者が働く仲間の権利確立、労働組合つぶしや不当解雇撤回、賃金差別反対などを求めて立ち上がりました。JAL 原告団も山口団長など 5 人参加で一緒に闘いました。

- 7:00 明治乳業争議団支援・近鉄新田辺駅前宣伝、みずほ銀行京都支店申し入れ(賃金差別反対)
- 13:00 京セラ前宣伝・申し入れ(JAL 不当解雇撤回)
- 14:00 日本電産前宣伝・申し入れ(定年後の再雇用拒否・首切り反対)
- 15:30 JA 京都本店前宣伝・申し入れ(京都農協の不当解雇撤回)
- 17:00 日航プリンセスホテル京都前宣伝(JAL 不当解雇撤回)
- 18:00 JR 京都駅前定例宣伝(日本年金機構の採用拒否反対、NTT 長距離不当配転反対)

.....本日伏見区の京セラ本社に出向き、稲盛和夫名誉会長宛てに提出した要請書です。.....

2013 年 2 月 18 日

京セラ名誉会長
日本航空株式会社
取締役名誉会長

稲盛 和夫 様

京都地方労働組合総評議会 議長 吉岡 徹

日本航空の不当解雇撤回をめざす京都支援共闘会議 代表世話人 脇田 滋

JAL 不当解雇撤回裁判原告団

乗員団長 山口 宏弥

客乗団長 内田 妙子

(裏に続く)

要請書

2010年の大晦日に 165名(パイロット81名、客室乗務員84名)が解雇されて2年余りが経過しました。政府指導の下で進められた日本航空の破綻・再生は、僅か1年で更生計画を達成し、昨年9月には株式再上場を果たしました。そして現在、貴殿は「奇跡のJAL再生」を実現したとして、多くのメディアから「経営の神様」と評価されています。

しかし私たちは現実から目を背けるわけにはいきません。貴殿は会長就任が決まった際に、「社員の物心両面の幸せのために就任要請を受けた」と発言されました。しかし実際に行ってきたことは、2010年9月末に整理解雇の人選基準を発表して、該当者の仕事を取り上げて、面接を行ない「希望退職に応じなければ解雇する」などと、前例のない手荒な手法での退職強要でした。そしてこれに応じなかった165名の解雇を強行しました。最高経営責任者であった貴殿は退職強要と大量解雇の責任を免れることはできません。

貴殿は整理解雇の強行後に「経営上必要のない解雇であった」ことを公言され、法廷でも証言されました。

こうした理不尽な解雇は社会的に容認されるものではありませんし、私たちが受け入れるはずもありません。

昨年3月末に東京地裁は、原告の主張を全て切り捨て、被告の主張を丸呑みした不当判決を下しました。御承知のように、現在141名(パイロット70名、客室乗務員71名)が東京高裁で争っていますが、控訴審を通じて「解雇が経営破綻を利用して組合潰しを狙ったものであったこと」「被解雇者の総人件費の営業費用に示す割合が0.13%と解雇の必要性が全くなかったこと」「倒産法だけに基つき、労働法が無視された判決であったこと(日本で初の裁判)」「経営と管財人の手で情報操作が行われてきたこと」など解雇の違法性を示す証拠が次々と明らかとなっています。特に年齢を基準とした解雇は、憲法や国際基準にも反するもので、これを容認した東京地裁判決は、先進国のまともな判決と言えるものでなく、国際的にも通用しない恥ずべき判決との悪評が高まってきています。このことは控訴審に於いて訴訟代理人が800名を超えていることから裏付けられます。また昨年3月の地裁判決後、6月15日にはILO勧告(結社の自由委員会)が異例の早さで出されました。こうしたことも日本航空の解雇と地裁判決の異常性を示す証と言えます。

私たちは、これまで貴殿に対しては、再三再四“話し合い”を申し入れてきておりますが今日まで一切の返答がありません。一方で貴殿は165名の首切りを強行しておきながら、社内では「私たちは傲慢になってはならない」とも強調されております。私たちは経営者であり宗教家でもある貴殿から、現在まで165名の働く権利と生活を奪ったことへの自覚を全く窺い知ることができません。

日本航空の経営状況は、2010年度決算で1884億円、2011年度で2049億円の営業利益を上げ、今年度も1800億円を超えることが予想されている状況です。職場実態に目を向ければ、解雇後の客室乗務員の新規採用は1140名の数に及んでいます。またパイロットの流出もすでに100名を超え、2016年まで凍結としていた機長昇格訓練が開始され、副操縦士昇格訓練の再開も決定しました。

日本航空は現在「新生日本航空」を標榜しているものの、5つの労働事件が裁判で争われています。こうしたことは、破綻後においても日本航空の労務体質が従来と全く変わっていないことを示すものです。労使の信頼関係や職場の明るさと活気が安全運航の基盤であることは歴史の教訓です。貴殿が労使対立の象徴となっている165名の解雇など5つの事件を早期に解決されることこそ、航空経営者としての最低の責務であると考えます。

いたずらに紛争を拡大させることなく日本航空のブランドを棄損させないためにも早

急に事態解決の判断をされることを強く求めます。

以上